

会 員 各 位

日本公認会計士協会

会 長 茂 木 哲 也

継続的専門能力開発制度の義務不履行者に対する「公表」の措置について

2023 年度の継続的専門能力開発制度に関し会則第 128 条第 1 項の規定による指示に違反し、義務不履行者となった会員について、会則第 128 条第 4 項の規定により下記のとおり公表する。

記

氏名	登録番号	所属地域会	氏名	登録番号	所属地域会
増田 浩二	1811	東京会	尾台 正司	4301	東京会
高橋 哲雄	5140	東京会	大山 和宏	5562	東京会
木村 禎一	5586	北陸会	志村 晃司	6131	東京会
安藤 算浩	6152	東京会	長本 草太郎	6410	東海会
柳澤 孝男	6545	東京会	萩野 釦一	6681	東京会
久保村 隆治	6894	東京会	堀井 茂	7066	東京会
川島 育也	7080	近畿会	谷口 昌己	7102	東京会
延壽寺 稔隆	7250	北部九州会	井上 益光	7579	兵庫会
木下 英二	7863	東京会	釘宮 正徳	8196	千葉会
前田 正宏	8436	近畿会	福原 邦雄	8542	東京会
奥野 雅英	8657	東海会	遠藤 幸生	8943	東北会
中村 浩之	9149	東京会	木場 博明	9622	東京会
田中 力	10203	東京会	西井 広宣	10251	近畿会
渡辺 章博	10271	東京会	表 順一	10482	東京会
村田 宏彰	10500	東京会	樋沢 克彦	11141	東京会
松田 千尋	11735	兵庫会	酒井 修	13593	東京会
古賀 信介	14130	東京会	大曲 伸拓	14498	東京会
河野 公泰	14601	東京会	檉本 尚彦	14663	兵庫会
浅井 道雄	15400	北部九州会	山本 孝之	15639	神奈川県会
岡野 邦昭	16483	兵庫会	西岡 哲也	16630	東京会
皆川 亮一郎	16945	近畿会	大野 真	17451	近畿会
柴田 一泰	17643	東京会	上村 はじめ	17912	東京会
秋本 伊一	17946	東京会	原田 健児	18162	東京会
佐藤 博紀	18566	東京会	尾本 憲彦	19045	東京会
金子 広行	19242	東京会	前山 貴弘	19382	東京会
星澤 宏嗣	20029	東京会	天野 正康	20593	東京会
西村 光永	20692	東京会	繁田 善史	22839	兵庫会
上野 晃一	22854	近畿会	本荘 義行	22942	東京会
佐々木 泰裕	24411	東京会	大塚 直也	24553	東京会

氏名	登録番号	所属地域会	氏名	登録番号	所属地域会
上田 誠	24600	埼玉会	鈴木 悠里	25166	東京会
蟻川 元	25423	東京会	吉川 賢弘	25707	東京会
関口 崇	25853	神奈川県会	吉岡 哲俊	26029	東京会
竹下 友和	27432	千葉会	河野 哲也	28435	東京会
高田 真	28455	東京会	三宅 航介	28471	中国会
福永 梓	29421	東京会	花井 一寛	32308	東京会
七海 達	32774	東海会	高野 傑	33850	東京会
藤井 智教	35339	東京会	遠藤 有恒	35570	東京会
李 鍾宇	35786	東京会	森田 誠吾	36363	東京会
石川 直樹	36431	北部九州会	伊藤 照和	37730	東海会
土井 一真	37784	東京会	堀 元気	38072	東京会
佃 祐介	38314	兵庫会	相野谷 勇輝	38407	東京会
村岡 榮	38847	東京会	西山 信一郎	39504	東北会
光田 昭夫	41057	東京会	入江 友之	41093	東京会
木本 雄大	41445	東京会	宮川 禎貴	42056	東京会

以 上

【会則】一部抜粋

(義務不履行者に対する措置)

第 128 条 会長は、履修申告をしなかったと認められる会員であって、研修履修結果が当該事業年度における履修必要単位数を満たさなかったもの（以下「義務不履行者」という。）に対し、第 58 条の規定により、研修の履修に関し、指示するものとする。

2 会長は、義務不履行者に対し、前項の規定による指示のほか、常務理事会の議を経て、細則で定める必要な措置を講ずることができる。

3 会長は、第 1 項の規定による指示をしたときは、理事会の議を経て、その旨を公示するものとする。

4 会長は、第 1 項の規定による指示を受けた会員が当該指示に従わず、当該指示に係る研修の翌事業年度の研修についても義務不履行者となったときは、理事会の議を経て、その旨を公表するものとする。

5 第 3 項の規定による公示及び前項の規定による公表に関し必要な事項は、細則で定める。

【継続的専門能力開発の義務不履行に係る措置に関する細則】一部抜粋

(公表)

第 5 条 会則第 128 条第 4 項の規定による公表は、本会ウェブサイト、前条第 1 項第 1 号から第 3 号までに掲げる事項及び会則第 128 条第 1 項の規定による指示に違反した旨を掲載することにより行う。

2 前条第 2 項の規定は、前項の場合について準用する。